

育児や介護との両立



育児や介護と仕事を両立し、安心して働くことのできる環境を整備していきましょう。
育児・介護休業のほか、時短勤務やフレックスタイム制など柔軟な働き方を取り入れること、時間単位の年次有給休暇の制度を整備することなどが人材の確保に繋がります。



令和4年4月1日以降、段階的に育児・介護休業法が改正されました。改正点は、以下の1～5です。

- 1 雇用環境整備・個別の周知・意向確認の措置の義務化（適用日：令和4年4月1日）
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（適用日：令和4年4月1日）
- 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（適用日：令和4年10月1日）
- 4 育児休業の分割取得（適用日：令和4年10月1日）
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化（適用日：令和5年4月1日）

- ・ 変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・ 常時10人以上の労働者を使用する事業場は労働基準監督署への届け出も必要です。